

山口県報

平成18年
3月3日
(金曜日)

目次

規則	一
山口県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(林政課)	一
山口県工事執行規則の一部を改正する規則(監理課)	一
告示	一
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)	二
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)	二
生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課)	三
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(厚政課)	三
土地改良区定款変更の認可(農村整備課)	四
民有林の地域森林計画の変更の公表(四件)(林政課)	四
保安林予定森林(森林整備課)	五
道路の区域の変更(道路整備課)	六
道路の供用の開始(道路整備課)	六
宇部都市計画道路事業の事業計画の変更認可(都市計画課)	七
周南都市計画公園事業の事業計画の変更認可(都市計画課)	七
指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示の一部改正(会計課)	七
公告	七
大規模小売店舗舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)	七
大規模小売店舗舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)	八
大規模小売店舗舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課)	九
平成十八年度前期実施技能検定試験の実施(雇用・能力開発課)	九
平成十八年度随時実施三級基礎一級及び基礎二級技能検定試験の実施(雇用・能力開発課)	二
県営吉見地区ほ場整備事業(第二換地区)の換地処分(農村整備課)	四

種畜証明書の交付(畜産課)

林業種苗生産事業者講習会の開催(森林整備課)

電線共同溝を整備すべき道路の指定(道路整備課)

選管告示

公職選挙法施行規程の一部改正

公安委公告

契約の締結

収用委告示

裁決手続の開始



山口県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第八号

山口県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

山口県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成十五年山口県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

別記第五号様式の注2中「**計四〇〇**」を「**計四〇**」に改める。

附則

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。

山口県工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第九号

山口県工事執行規則の一部を改正する規則

山口県工事執行規則(昭和四十九年山口県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第五十四条の二第二項第一号及び第二号を次のように改める。

一 請負者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）第四十九条第一項の排除措置命令を受け、かつ、同条第六項に規定する期間内に同項の規定による審判の請求をしなかつたとき。

二 請負者が、独占禁止法第五十条第一項の納付命令を受け、かつ、同条第四項に規定する期間内に同項の規定による審判の請求をしなかつたとき。

第五十四条の二第一項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 請負者が独占禁止法第五十二条第四項の規定により審判請求を取り下げたとき。

四 請負者が、独占禁止法第六十六条第一項から第三項までに規定する審決（同条第三項の規定により原処分全部を取り消すものを除く。）を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第七十七条第一項に規定する期間内に提起しなかつたとき。

第五十八条の二第二項第一号中「第三号」を「第五号」に改め、「において、」の下に「命令又は」を加える。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に締結した契約については、なお従前の例による。



山口県告示第八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十八年三月三日

名	療	所	機	在	地	廃止年月日
小倉医院	称	宇部市常藤町四番二六号	関		宇部市常藤町四番二六号	平成一七、一一、三一
					山口県知事	二井 関成

かわかみ整形外科・小児科クリニック

野原一丁目五番五号

寿町眼科クリニック

寿町一丁目四番五号

周南クリニック

周南市有楽町二三

久米医院

玖珂郡由宇町中央一丁目二番五号

花田歯科医院

下関市上新地町二丁目一番五号

松富歯科医院

宇部市海南町一八番一三三

樋の上薬局

柳井市中央三丁目三番二二

日之出薬局丸久店

熊毛郡田布施町大字下田布施六八〇の一

指定訪問看護事業者等

主たる事務所の所在地

訪問看護ステーション等の所在地

廃止年月日

周東町

玖珂郡周東町大字下久原二〇九の一

玖珂郡周東町大字下久原七四二の一

平成一七、一一、三一

山口県告示第八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年三月三日

名	療	所	機	在	地	指定年月日
					山口県知事	二井 関成
医療法人おぐらクリニック	称	宇部市常藤町四番二六号	関		宇部市常藤町四番二六号	平成一八、一、一
医療法人社団かわかみ整形外科・小児科クリニック	称	野原一丁目五番五号	関		野原一丁目五番五号	"
寿町眼科クリニック	称	寿町一丁目四番五号	関		寿町一丁目四番五号	"
医療法人山隆会周南クリニック	称	周南市有楽町二三	関		周南市有楽町二三	"
嶋元医院	称	大島郡周防大島町大字小松一七五	関		大島郡周防大島町大字小松一七五	"

医療法人久米医院	玖珂郡由宇町中央二丁目二番五号	"	"
花田歯科医院	下関市上新地町二丁目二番五号	平成一七、八、一四	"
てんばく歯科・小児歯科	宇部市大字小串七七の八	平成一八、二、一	"
まつとみ歯科医院	" 西梶返一丁目二番一号	"	"
守友歯科クリニック	熊毛郡田布施町中央南三の四	平成一七、二、二	"
チューリップ薬局	山口市龜山町六番二号	平成一八、二、二	"
日之出薬局	熊毛郡田布施町大字下田布施七〇四の一	平成一七、二、二	"

指定訪問看護事業者等 主たる事務所 の所在地	訪問看護ステーション等 の所在地	指定年月日	
医療法人社団河 郷診療所	玖珂郡周東町大 字祖生五七一九 の二	玖珂郡周東町大 字下久原七四二 の一	平成一八、 一、 一

山口県告示第八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定した。

平成十八年三月三日

施術者の 氏名	名称	所在地	指定年月日
吉野 秋人	百会鍼灸堂	山口市陶四六七九の一	平成一八、一、二三

山口県告示第九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十八年三月三日

山口県知事 二井 関成

居宅介護事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名称	事業所 所在地	事業の 種類	廃止年月日
有限会社メーブル	下関市阿弥陀寺町二番一八号	メーブル介護サービス	下関市幸町六番二六号	訪問介護	平成一六、三、三〇
周東町	玖珂郡周東町大字下久原二〇九の一	玖西訪問看護ステーションひだまり	玖珂郡周東町大字下久原七四二の一	訪問看護	平成一七、二、三一

居宅介護支援事業者 名称	主たる事務所 の所在地	居宅介護支援事業所 名称	事業所 所在地	廃止年月日
有限会社メープル	下関市阿弥陀寺町二番一八号	メープル介護サービス	下関市幸町六番二六号	平成一六、三、三〇

山口県告示第九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年三月三日

山口県知事 二井 関成

居宅介護事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名称	事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
有限会社メーブル	下関市阿弥陀寺町二番一八号	メーブル介護サービス	下関市貴船町一丁目一五番八号	訪問介護	平成一六、二、二一
社会福祉法人青藍会	山口市吉敷三〇四二の一	ハートホーム新山口訪問看護ステーション	山口市小郡下郷一七二六	訪問看護	平成一八、一、一
医療法人社団河郷診療所	玖珂郡周東町大字祖生五七一九の二	訪問看護ステーションひだまり	玖珂郡周東町大字下久原七四二の一	"	"
久保 雅起	下関市彦島迫町五丁目一番一号	くぼ歯科医院	下関市彦島迫町五丁目一番一号	居宅療養管理指導	平成一七、九、一

医療法人吉利
 一丁目八番一
 七号
 後田町
 吉利医院
 " 後田町
 一丁目八番一
 七号
 "

有限会社フレ
 宇部市大字中
 字部一九六四
 フレンドサー
 ビス
 宇部市大字中
 字部一九六四
 通所介
 護
 平成一八
 年一、
 "

株式会社M.
 下松市大字西
 字部一九〇七
 さくやデイ
 サービス
 豊井一四〇四
 の一〇
 平成一七
 年一、
 "

有限会社若草
 周南市緑町一
 丁目五三番四
 デイサービス
 センターわか
 くさ
 周南市緑町一
 丁目五三番四
 平成一八
 年一、
 "

社会福祉法人
 高森福祉会
 玖珂郡周東町
 大字西長野六
 二の一
 せんぞく苑デ
 イサービスセ
 ンター
 玖珂郡周東町
 大字下久原四
 四三の六
 " 二、
 "

医療法人社団
 和花輝会
 山口市下小鯖
 一三三一の七
 医療法人社団
 和花輝会おさ
 ばファミリー
 クリニック
 山口市下小鯖
 一三三一の七
 通所リ
 ハビリ
 ショー
 平成一八
 年一、
 四

社会福祉法人
 高森福祉会
 玖珂郡周東町
 大字西長野六
 二の一
 せんぞく苑
 玖珂郡周東町
 大字下久原四
 四三の六
 " 二、
 "

医療法人健仁
 山陽小野田市
 大字山川九〇
 介護老人保健
 施設あさ紫苑
 山陽小野田市
 大字山川九〇
 短期入
 所療養
 平成一七
 年二、
 "

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
 介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。
 平成十八年三月三日

山口県告示第九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
 介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。
 平成十八年三月三日

居宅介護支援事業者 名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
有限会社メープル	下関市阿弥陀寺町二番一八号	メープル介護サービス	下関市貴船町一丁目一五番八号 平成一六、二一、一

山口県告示第九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地

改良区の定款の変更を次のとおり認可した。
 平成十八年三月三日
 山口県知事 二井 関 成

土地改良区の名称
 玖珂郡周東町千束土地改良区
 認可年月日
 平成一八、二、二二

山口県告示第九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項及び第三十九条の四第一項の規定により、山口森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、次の要領により公表する。
 平成十八年三月三日
 山口県知事 二井 関 成

一 地域森林計画の変更の内容
 縦覧に供する山口地域森林計画変更書のとおり

二 縦覧の場所
 山口県農林部林政課、山口県山口農林事務所及び山口県美祢農林事務所

山口県告示第九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項及び第三十九条の四第一項の規定により、岩徳森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、次の要領により公表する。
 平成十八年三月三日
 山口県知事 二井 関 成

一 地域森林計画の変更の内容
 縦覧に供する岩徳地域森林計画変更書のとおり

二 縦覧の場所
 山口県農林部林政課、山口県岩国農林事務所、山口県田布施農林事務所及び山口県周南農林事務所

山口県農林部林政課、山口県岩国農林事務所、山口県田布施農林事務所及び山口県周南農林事務所

山口県告示第九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項及び第三十九条の四第一項の規定により、豊田森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、次の要領により公表する。

平成十八年三月三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 地域森林計画の変更の内容
縦覧に供する豊田地域森林計画変更書のとおり
- 二 縦覧の場所
山口県農林部林政課、山口県下関農林事務所及び山口県長門農林事務所

山口県告示第九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項及び第三十九条の四第一項の規定により、萩森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、次の要領により公表する。

平成十八年三月三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 地域森林計画の変更の内容
縦覧に供する萩地域森林計画変更書のとおり
- 二 縦覧の場所
山口県農林部林政課及び山口県萩農林事務所

山口県告示第九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成十八年三月三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 保安林予定森林の所在場所
萩市大字紫福字大葉山二五七の一五（国有林）

阿武郡阿武町大字奈古・大字宇生賀（以上二大字国有林。次の図に示す部分に限る。）

- 二 指定の目的
水源のかん養
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林部森林整備課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所

阿武郡阿武町大字奈古字床波二の一・三の二（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、阿武町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林部森林整備課及び阿武町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成十八年三月三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月三日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道
 路線名 仙崎港線
 道路の区域

区 間	新			旧		旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	最狭 最広	最狭 最広	最狭 最広	最狭 最広	最狭 最広				
長門市東深川字石尺九一の一七七地 先から 同市東深川字中太ノ河内九九六の六 地先まで	一一・二 一三・五	一一・二 一三・五	一一・二 一三・五	一一・二 一三・五	一一・二 一三・五	新	一一・二 一三・五	一七五・五	長門市道湊中央 線の道路の区域
長門市東深川字石尺九一の一七七地 先から 同市東深川字東太ノ河内九六一の一 〇地先まで	一一・二 一三・五	一一・二 一三・五	一一・二 一三・五	一一・二 一三・五	一一・二 一三・五	旧	一一・二 一三・五	二〇一・二	ダブルウェイ

道路の種類 県道
 路線名 銭屋美祢線
 道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
		一一・二 一三・五	一七五・五	

美祢郡秋芳町大字別府字笠取五八〇
 の二地先から
 同郡 同町 同大字字引地六二八の
 一 地先まで

新	旧
最狭 最広 一一・二 一七・六	最狭 最広 一一・二 一三・六
一九一・七	一九一・七
道路改良工事の 完了による。	

道路の種類 県道
 路線名 武久棕野線
 道路の区域

区 間	新		旧		旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	最狭 最広	最狭 最広	最狭 最広	最狭 最広				
下関市武久町二丁目一〇五六の五地 先から 同市武久町一丁目三四一の二地先ま で	二六・四 四三・〇	二六・四 四三・〇	二六・四 四三・〇	二六・四 四三・〇	新	二六・四 四三・〇	四四三・六	
下関市武久町二丁目一六の一七地 先から 同市武久町一丁目三四一の二地先ま で	二六・四 四三・〇	二六・四 四三・〇	二六・四 四三・〇	二六・四 四三・〇	旧	二六・四 四三・〇	四四三・六	起点の変更によ る。

山口県告示第百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成十八年三月三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月三日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 銭屋美祢線	美祢郡秋芳町大字別府字笠取五八〇の二地先から 同郡 同町 同大字字引地六二八の二地先まで	平成十八年三月四日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日

県久保野線

下関市武久町二丁目一六の一七地先から
同市武久町一丁目三四一の二地先まで

平成十八年三月十日

山口県告示第百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、宇部都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十八年三月三日

山口県知事 二井 関 成

一 施行者の名称

宇部市

二 都市計画事業の種類及び名称

宇部都市計画道路事業三・四・三十五真縮川東通線

宇部都市計画道路事業三・六・二十五小串神原線

三 事業施行期間

平成十三年七月十三日から平成二十年三月三十一日まで

四 事業地

宇部市宮地町、北琴芝一丁目及び大字小串

山口県告示第百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、周南都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十八年三月三日

山口県知事 二井 関 成

一 施行者の名称

光市

二 都市計画事業の種類及び名称

周南都市計画公園事業五・五・一冠山総合公園

三 事業施行期間

平成元年一月十日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

光市光井三丁目及び大字室積村

山口県告示第百三号

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示（平成三年山口県告示第九百三十二号）の一部を次のように改正する。

平成十八年三月三日

山口県知事 二井 関 成

三の(一)の3中「豊閑農業協同組合 下関市秋根北町四番一号」を

「下関農業協同組合 下関市秋根北町四番一号」に改める。



(二二五) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十八年三月三日から同年七月三日までの間、山口県商工労働部商政課並びに光市経済部商工観光課及び光市大和支所において公衆の縦覧に供します。

平成十八年三月三日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパードラッグコスモス光店

所在地 光市木園一丁目一九〇〇の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品 住所 代表者の氏名

福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住所 代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃

(二二七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年十月十一日山口県公告(五五一)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年三月三日から同年四月三日までの間、山口県商工労働部商政課並びに山口市経済部商工振興課及び山口市阿知須総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十八年三月三日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームプラザナフコ阿知須店
所在地 山口市阿知須五八七〇の八

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二二八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年十月十四日山口県公告(五五四)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年三月三日から同年四月三日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年三月三日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジグラン山口
所在地 山口市黒川三七四三の三

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二二九) 平成十八年度前期実施技能検定試験の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号、以下「法」という。)第四十四条第一項の規定により、平成十八年度前期実施技能検定試験を次のとおり実施します。

平成十八年三月三日

山口県知事 二井 関成

一 技能検定の実施職種及び試験の方法

(一) 実施職種

技能検定は、次の1の表から3の表までの上欄に掲げる職種で、それぞれこれらの表の下欄に掲げる試験科目に係るものについて実施する。

1 一級及び二級の技能検定

職種	試験科目
職 種	試 験 科 目
園 芸 装 飾	室内園芸装飾
造 園	造園工事
金 属 熱 処 理	一般熱処理 浸炭・浸炭窒化・窒化処理 高周波・炎熱処理 普通旋盤 フライス盤 ボール盤 横中ぐり盤 平面研削盤 水研盤 数値制御旋盤 数値制御フライス盤 マシニングセンタ
機 械 加 工	
放 電 加 工	数値制御彫り放電加工 ワイヤ放電加工
金 属 プ レ ス 加 工	金属プレス
鉄 工	製缶 構造物鉄工
建 築 板 金	内外装板金 ダクト板金
工 場 板 金	曲げ板金 打出し板金

防 水 施 工	畳 製 作	タ イ ル 張 り	左 官	と び	石 材 施 工	プ ラ ス チ ッ ク 成 形	印 刷	建 具 製 作	家 具 製 作	婦 人 子 供 服 製 造	建 設 機 械 整 備	鉄 道 車 両 製 造 ・ 整 備	産 業 車 両 整 備	電 気 機 器 組 立 て	電 子 機 器 組 立 て	ダ イ カ ス ト	仕 上 げ
ウレタン系塗膜防水工事 アクリルゴム系塗膜防水工事 シリリング防水工事 FRP防水工事	畳製作	タイル張り	左官	とび	石張り	射出成形	オフセット印刷	木製建具手加工	家具手加工	婦人子供注文服製作	建設機械整備	機器ぎ装 内部ぎ装 配管ぎ装 電気ぎ装 鉄道車両現図	産業車両整備	配電盤・制御盤組立て	電子機器組立て	コールドチャンバダイカスト	治工器具仕上げ 金型仕上げ 機械組立仕上げ

機 械 保 全	仕 上 げ	工 場 板 金	建 築 板 金	機 械 加 工	金 属 熱 処 理	造 園	園 芸 装 飾	職 種	2 三級の技能検定	フ ラ ワ ー 装 飾	広 告 美 術 仕 上 げ	塗 装	表 装	化 学 分 析	サ ツ シ 施 工	熱 絶 縁 施 工	内 装 仕 上 げ 施 工
機械系保全	機械組立仕上げ	曲げ板金	内外装板金	数値制御旋盤 平面研削盤 フライス盤 普通旋盤 高周波・浸炭窒化・窒化処理 浸炭・浸炭窒化・窒化処理	造園工事	室内園芸装飾	試験科目	2 三級の技能検定	フラワー装飾	フラワー装飾	広告面ペイント仕上げ	木工塗装 建築塗装 金属塗装	壁装 表装	化学分析	ビル用サツシ施工	保温保冷工事	プラスチック系床仕上げ工事 鋼製地下工事 ボルト仕上げ工事

電子機器組立て	電子機器組立て
とび	とび
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事 鋼製下地工事 ボード仕上げ工事
フラワー装飾	フラワー装飾

職 種	試 験 科 目
路面標示施工	溶融ペイントハンドマーカール工事
産業洗浄	高压洗浄

3 単一等級の技能検定

(二) 試験の方法

(一)に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。

二 試験の期日

(一) 実技試験

平成十八年六月十二日(月曜日)から同年九月十日(日曜日)までの間において山口県職業能力開発協会が指定する日

(二) 学科試験

1 一級及び二級の技能検定

職 種	実 施 期 日
造園 成形 とび 防水施工 サッシ施工 化学分析 塗装	平成十八年八月二十日 (日曜日)
園芸装飾 機械加工 鉄工 ダイカスト 電子機器組立て 建設機 印刷 左官 豊製 家具製作 建具製作	平成十八年八月二十七日 (日曜日)
放電加工 建築板金 工場板金 仕上げ 電気機器組立て 鉄道車 両製造 整備 石材施工 タイヤ張り 熱絶縁施工 表装 フラ ワー装飾	平成十八年九月三日 (日曜日)

2 三級の技能検定

職 種	実 施 期 日
園芸装飾 造園 機械加工 建築板金 工場板金 仕上げ 機械保 全 電子機器組立て とび 内装仕上げ施工 フラワー装飾	平成十八年七月三十日 (日曜日)
金属熱処理	平成十八年八月二十日 (日曜日)

3 単一等級の技能検定

職 種	実 施 期 日
産業洗浄	平成十八年八月二十日 (日曜日)
路面標示施工	平成十八年九月三日 (日曜日)

三 試験の場所

山口県職業能力開発協会が指定する場所

四 受検資格

(一) 一級の技能検定にあつては、法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。)第六十四条の二に規定する者であること。

(二) 二級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の三に規定する者であること。

(三) 三級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の四に規定する者であること。

(四) 単一等級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の六に規定する者であること。

五 受検申請書の受付期間

平成十八年四月四日(火曜日)から同月十四日(金曜日)まで(郵送の場合は、四月十四日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受検申請書の提出先

山口市後河原一五〇番地一(郵便番号七五三〇〇八三)
山口県職業能力開発協会

七 提出書類

(一) 受検申請書

チック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、塗装、塗装及び工業包装

(二) 試験の方法

(一)に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。

二 試験の期日

山口県職業能力開発協会が指定する日

三 試験の場所

山口県職業能力開発協会が指定する場所

四 受検資格

(一) 随時実施三級の技能検定

受検しようとする職種に係る基礎一級又は基礎二級技能検定に合格した者であること。

(二) 基礎一級及び基礎二級の技能検定

法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十四条の五に規定する者であること。

五 受検申請書の受付

随時受け付ける。

六 受検申請書の提出先

山口市後河原一五〇番地一(郵便番号七五三〇〇八三)

山口県職業能力開発協会

七 提出書類

(一) 随時実施三級の技能検定

受検申請書及び基礎一級又は基礎二級技能検定の合格証書の写し

(二) 基礎一級及び基礎二級の技能検定

受検申請書

八 受検手数料

受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。

(一) 学科試験にあつては、三千百円

(二) 実技試験にあつては、次の1の表及び2の表の上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額

1 随時実施三級の技能検定(受検者が在校生である場合)

職種	手数料
機械検査 婦人子供服製造	八千七百円
さく井 鑄造 鍛造 機械加工 極酸化処理 金属プレス加工	一万五百円
めっき アルミニウム陽極酸化処理 仕上げ加工	
組立て 電気機器組立 プリント基板製造 冷凍空気調和機器施工	
二ツト製品製造 紳士服製造 寝具製作 帆布製品製造	
八ツト製品製造 紳士服製造 寝具製作 帆布製品製造	
建築大工 かわらぶき	
内装仕上げ施工	
防水施工 左官 タイル張り 配管製造 水産練り製品製造	
塗装 工業包装	
表装	
表装	

2 随時実施三級の技能検定(受検者が在校生でない場合)並びに基礎一級及び基礎二級の技能検定

職種	手数料
機械検査 婦人子供服製造	一万三千円
さく井 鑄造 鍛造 機械加工 極酸化処理 金属プレス加工	一万五千七百円
めっき アルミニウム陽極酸化処理 仕上げ加工	
組立て 電気機器組立 プリント基板製造 冷凍空気調和機器施工	
二ツト製品製造 紳士服製造 寝具製作 帆布製品製造	
八ツト製品製造 紳士服製造 寝具製作 帆布製品製造	
建築大工 かわらぶき	
内装仕上げ施工	
防水施工 左官 タイル張り 配管製造 水産練り製品製造	
塗装 工業包装	
表装	
表装	

九 問題の通知

実技試験の問題は、山口県職業能力開発協会があらかじめ受検申請者あて通知する。

十 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日に通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部雇用・能力開発課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受検者は、合格者の発表日以後、受検票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十一 その他

(一) 受検申請書の請求は、山口県職業能力開発協会にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「随時実施三級技能検定試験」又は「基礎一級及び基礎二級技能検

定試験」と朱書し、百四十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。

(二) 随時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会(電話〇八三一九二二一八六四六)にすること。

(二二二) 県営吉見地区ほ場整備事業(第二換地区)の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営吉見地区ほ場整備事業の施行に係る第二換地区の換地処分を次のとおり行いました。

平成十八年三月三日

山口県知事 二井 関 成

一 換地処分の年月日

平成十八年二月二十一日

二 換地処分の内容

県営吉見地区ほ場整備事業(第二換地区)換地計画書に記載された換地計画のとおり

(二二三) 種畜証明書の交付

次の家畜につき、家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号の種畜証明書を交付しました。

平成十八年三月三日

山口県知事 二井 関 成

種畜証明書 番号	名	前	品 種	生年月日	産 地	検査 成績	飼養者の住所及 び氏名又は名称
平一七山口県 臨四号	生水栄 (〇四子山黒一〇八六号)		黒毛和種	平成一六 七、二七	山口県二級	美祢市伊佐町河原 山口県畜産試験場	

(二二三) 林業種苗生産事業者講習会の開催

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十一条第一項の規定により、林業種苗

生産事業者講習会を次のとおり開催します。

平成十八年三月三日

山口県知事 二井 関 成

一 講習の対象となる者

林業種苗の生産事業者の登録を受けようとする者

二 講習会の日時及び場所

(一) 日時

平成十八年三月二十四日(金曜日)午前九時から

(二) 場所

山口市滝町一番一号 山口県庁農林部一号会議室

三 講習の科目及び時間

科	目	時 間
種 苗	に関する法令	二
種 苗	の産地及び系統	二
種 苗	の生産技術	二

四 受講の手続

講習を受けようとする者は、林業種苗法施行細則(昭和四十六年山口県規則第五号)第二条に規定する生産事業者講習会受講申込書に生産事業者講習手数料一万四千円に相当する山口県収入証紙をばって、住所地を所管する農林事務所の長を経由して知事に提出すること。

五 受講申込書の提出期限

平成十八年三月十五日(水曜日)

六 その他

この講習会の受講についての問合せは、山口県農林部森林整備課(電話〇八三一九三三三三四八五)又は最寄りの農林事務所にすること。

(二三四) 電線共同溝を整備すべき道路の指定

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の

規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定しました。

平成十八年三月三日

山口県知事 二井 関成

道路の種類	路線名	区間
県道	仙崎港線	長門市東深川字東太ノ河内九六〇の二地先から 同市東深川同字九七一の一五地先まで



山口県選挙管理委員会告示第十八号

公職選挙法施行規程（昭和四十四年山口県選挙管理委員会告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成十八年三月三日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

第一条第五号中「市町村委員会」を「市町委員会」に、「市町村の」を「市町の」に改める。

第二条、第十四条第二項、第十五条、第十七条、第十八条、第四十九条及び第五十条中「市町村委員会」を「市町委員会」に改める。

別記第五号様式中「何市（町村）選挙管理委員会」を「何市町選挙管理委員会」に改める。

別記第六号様式中「~~何市（町村）選挙管理委員会~~」を「~~何市町選挙管理委員会~~」に改める。

附則

この規程は、平成十八年三月二十日から施行する。

公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成十八年三月三日

山口県知事 二井 関成



- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
山口県警察本部交通部交通規制課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品の名称及び数量
交通管制センター中央処理装置 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成十八年一月十八日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
三井リース事業株式会社 東京都中央区日本橋一丁目四番一号
- 六 落札金額
三百六十五万四千円
- 七 入札公告日
平成十七年十二月十六日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者
山口県知事 二井 関成
 - (二) 調達方法
借入れ
 - (三) 落札方式
最低価格



山口県収用委員会告示第一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成十八年三月三日

山口県収用委員会会長 小川 莊 六

- 一 起業者の名称
国土交通大臣
- 二 事業の種類

一般国道九号改築工事（小郡改良）（山口県山口市小郡下郷字竹ノ下地内から同県同市小郡下郷字隅田地内まで）

三 裁決手続の開始を決定した土地、土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人

所 在 地 番 地 目	公簿上の地積 (平方メートル)	実測地積 (平方メートル)	収用しようとする土地の面積 (平方メートル)	土地所有者		土地に関して権利を有する関係人	
				氏名	住所	氏名	住所 権利の種類
				川口美智子	下関市小月南町八番二二号		
				川口 武志	〃 〃 〃		
				沖 寿江	号 〃 王司川端二丁目二番三三		
				右田 亀治	〃 安岡町六丁目二番七号		
				小林 一義	宇部市末広町一番一八号		
				岡野 正務	〃 松島町二番五号		
				奥平 修	〃 〃 大字西岐波四二三四番地の		
				松永 孝子	〃 〃 山口市小郡下郷二五九番地二		
				岡本 博行	〃 〃 六二二番地一		

右田 新治	田中 光夫	吉山 知宏	山根 正弘	山根 基信	田中 義紀	西村 武史	山根 淑子	山根 重雄	吉山 稔	岡本 光雄	岡村 一生	岡村 太郎	岡本 忠	白井 正歳	岡本 斌	伊東 知	田村 幸子	田村 清子	岡村 勝
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二二二番地	二〇九四番地	二〇一二番地	二〇〇七番地	二〇〇六番地	一九九九番地	一九八〇番地一	一九五八番地	一九五三番地	一九五〇番地	一九四六番地二	一九二七番地	一九二六番地五	一九一五番地一	一九〇三番地	二二四八番地	二二四〇番地	〃	二〇九番地二	七四三番地四

田村 定夫	山根 進	伊東 善三	重田 卓雄	小河 香一	山根 一郎	岡本 健二	得重 馨	岡本 和久	吉山 壽	右田 高春	田村 光明	右田 篤雄	田中 武男	清水 英昭	原田 圭	吉村キ又ヨ	吉山 誠次	原田 輝昭	右田 輝夫
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三二七番地の二	八王子市元八王子町一丁目	東京都板橋区新河岸一丁目二番一三三号	市原市郡本二丁目一八〇番地三	千葉県松戸市東平賀二六五番地の二	朝霞市栄町二丁目一〇番四五七一一号	埼玉県春日部市南中曽根二六二番地三二	美祿郡美東町大字真名三六一番地一一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
							三二七二番地九	一三九五番地三	一三三四番地	一三〇八番地	一三〇四番地一	一三〇〇番地	一二九四番地一	一二九一番地	二二八八番地	二二八六番地	二二八四番地	二二八〇番地一	二二八三番地

山口市小郡下郷字岡ノ原北

三六番

雑種地

六六

六七・三

一五・三

重田キミ子	西本 公美	森口 茂子	森口 秀夫	森口 亘子	野津由美子	石田 知	石田 正夫	山根 富吉	島田 清子	重田美智子	右田 秀夫	西本 博	西本 和子	生利ゆかり	堀 和子	買田ヤス子	奥村 玲子	森下小百合	中村 肇
-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	------	-------	-------	-------	------

番地一五	一	"	"	七	一	"	島根県松江市東朝日町八二番地三	一〇号	兵庫県尼崎市東本町三丁目三八番地	番D七―六〇一号	"	大阪府堺市北庄町一丁目五番二号	大阪府堺市北庄町一丁目九番一六号	京都府八幡市男山香呂四番地	四二〇	三八	の五七	静岡県沼津市岡一色二七番地の一	〇
長久町長久口三三六	大田市静間町一九七三番地	"	"	出雲市大津町三六二六番地	西川津町四七七番地	乃白町五四七番地		立花町一丁目二六番		豊中市新千里東町二丁目四	岸和田市東ヶ丘町八〇八番地の九四〇			西京区下津林中島町一番地	南区吉祥院中島町三〇番地		京都市北区紫野大徳寺町六七番地		神奈川県厚木市愛甲一三三番地七

な

し
な

し
な

し

岡本 信昭	市場 薫	大田 知子	浅原 雅恵	重田 耕司	西本日衣美	石田チヨノ	田中 恵子	下平ミヨ子	山本 優子	門脇 折江	板倉ウツミ	西本 淳	西本 工	西本 福代	松島 幸子	松尾こずえ	三上マサコ
不明 所ただし、 吉ただし、 敷郡小 の二二	不明 所ただし、 廣島市 四〇七 四番地	不明 所ただし、 鹿兒島 番地一 五	福岡県 飯塚市 大字相 田三〇 七番地	広島県 廿日市 市宮園 六丁目 六番地 二二三	番地一 九	八番地 一	番地 	番地 	番地二 江津市 松川町 上津井 三八六	安来市 宮内町 二七二 番地一	一番地 温泉津 町井田 イ六四	"	"	六五番 地 温泉津 町温泉 津イ六	地四 大代町 新屋八 二四番	地二 三瓶町 池田三 一九番	番地九 大田町 大田イ 三九五

平成十八年三月三日印刷
平成十八年三月三日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）